

第3期銚子市子ども・子育て支援事業計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、本市の令和6年4月1日現在の総人口は54,646人、そのうち児童人口は4,851人で、令和2年の児童人口（6,123人）と比べると1,272人の減少となっています。依然として、少子化には歯止めがかからず、子育てのための経済的負担や、仕事と子育ての両立に対する負担感、晩婚化と非婚化などが少子化の理由として挙げられています。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進むことで、子育てに関する悩みや不安を抱え込みやすい状況にあるなど、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況も変化し続けています。

これまで、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」及び平成24年に制定された「子ども・子育て支援制度（子ども・子育て関連3法）」に基づき、少子化対策や子ども・子育てに係る施策を総合的に推進してきました。

令和5年4月には、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、子ども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまでの組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

令和6年6月には、子ども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、働いていなくても子どもを保育園などに預けられる「こども誰でも通園制度」の創設や、育児休業給付の拡充などが示されています。また、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもたち、いわゆる「ヤングケアラー」について、国や地方公共団体等の支援の対象にすることが明記されるなど、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要となります。

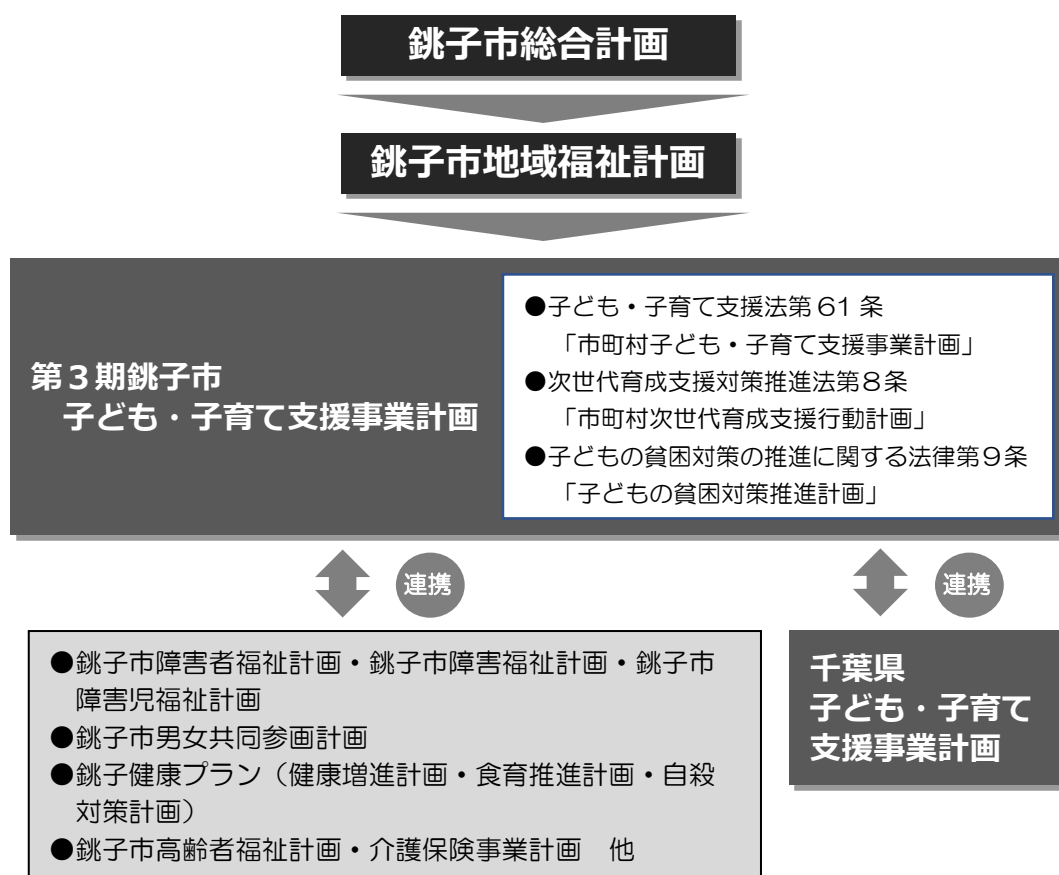
本市では、令和2年3月に策定した「銚子市第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有することを基本的認識とし、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、保護者に寄り添いながら、子どもの最善の利益が実現される社会を推進してきましたが、計画の期間が令和6年度に終了することから、これまで展開してきた施策・事業の評価を行うとともに、本市における子ども・子育て支援を取り巻く現状や課題等を踏まえ、新たに、令和7年度から令和11年度の5か年を計画期間とする「第3期銚子市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援施策の充実を推進します。

2 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、また、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「市町村計画」を一体のものとして策定したものです。

3 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「銚子市総合計画」のもと、「銚子市地域福祉計画」を福祉部門の上位計画としながら、「銚子市障害者福祉計画・銚子市障害福祉計画・銚子市障害児福祉計画」「銚子市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や、その他個別部門計画である「銚子市地域防災計画」などとの整合性を図り策定しました。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

ただし、国や県の施策の動向や、社会情勢の変化などに応じて、必要に応じて見直しを行うこととします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
銚子市第2期 子ども・子育て支援事業計画					第3期銚子市 子ども・子育て支援事業計画				
		中間年 見直し		見直し	必要により適宜見直し				

5 計画の対象

本計画は、市内のすべての子どもとその家庭、地域住民、事業主を対象とし、「子ども」とは、児童福祉法第4条に基づき、おおむね18歳未満を対象とし、一部の事業については妊産婦を対象としています。

6 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

市では子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て会議」を設置していますが、子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、同会議の意見を聴くことになっていることから、同会議で計画内容の検討・審議を行います。

(2) アンケート調査の実施

保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、各事業のニーズ量の算出をはじめ、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、令和6年3月29日から令和6年5月7日を調査期間として実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、パブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行います。

7 基本理念

銚子で生まれ育ち良かったと思えるような
地域で支える「子育てのまちづくり」

8 施策の体系

基本理念に基づき、以下の8つの基本施策を掲げ、施策を展開します。

基本施策	具体的施策
基本施策1 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保	1 教育・保育事業の量の見込みと確保方策 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制
基本施策2 地域における子育て支援	1 子育てにおける相談・情報提供の充実 2 子育て支援ネットワークの強化 3 子育てに関わる経済的負担の軽減 4 子どもの健全育成
基本施策3 妊産婦及び乳幼児等の健康の確保及び推進	1 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない支援の充実 2 次世代の健康を育む保健サービスの充実 3 食育の推進
基本施策4 個性と創造性を育む教育の充実	1 家庭教育の充実 2 未就学児教育の充実 3 学校教育の充実 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
基本施策5 子育てしやすい生活環境の整備	1 良質な居住環境の確保 2 子どもたちの安全の確保 3 子どもの遊び場の整備
基本施策6 家庭生活と職業生活の両立の推進	1 家庭生活における男女共同参画の推進 2 子育てと仕事の両立支援の推進
基本施策7 援護を必要とする子育て家庭への支援	1 児童虐待防止対策の強化 2 障害のある子どもへの支援 3 ひとり親家庭等の自立支援 4 外国籍の子ども・家庭への支援
基本施策8 子どもの貧困対策の推進	●子どもの貧困対策の推進

次期計画において、
新たに記載すべき事項

■教育・保育事業／地域子ども・子育て支援事業に係る事項

- ・経営情報の継続的な見える化の実現
- ・こども誰でも通園制度（令和8年度より全自治体で実施）
- ・妊婦等包括相談支援事業
- ・産後ケア事業

■子ども・子育て支援施策に係る事項

- ・こども家庭センターの設置
- ・児童手当の拡充
- ・妊婦のための支援給付の創設
- ・出産後休業支援給付
- ・育児時短就業給付
- ・育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設
- ・児童扶養手当 第3子以降の加算額の引上げ
- ・ヤングケアラーに対する支援

令和6年度 子ども・子育て会議 開催予定

会 議	開 催 月	予 定 議 題
第1回	8月1日	教育・保育の現状の報告について 放課後児童クラブの現状について 第3期銚子市子ども・子育て支援事業計画について ・事業計画の概要 ・ニーズ調査結果
第2回	10月	第3期銚子市子ども・子育て支援事業計画について ・素案の検討（現行計画の第1章～第3章の部分）
第3回	11月	第3期銚子市子ども・子育て支援事業計画について ・素案の検討（現行計画の第4章～第7章の部分）
令和7年1月		パブリックコメント
第4回	2月	第3期銚子市子ども・子育て支援事業計画について ・パブリックコメントの実施結果報告 ・計画案について